

大阪市告示第517号

大阪市都市景観条例（平成10年大阪市条例第50号）第33条第4項の規定により、都市景観資源を登録解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年4月9日

大阪市長 横山英幸

都市景観資源（福島区）

都市景観資源名	所在地
莫大小（メリヤス）会館	福島区福島3丁目1番39号

（計画調整局計画部都市計画課）